

群馬大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻における教職経験を有する者に  
係る実習単位の免除に関する内規

令和 6. 4. 1 制定

(趣旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院教育学研究科規程（以下「規程」という。）第11条第2項の規定に基づき実施する小学校等の教員としての実務の経験を有する者に係る実習により修得する単位（以下、「実習単位」という。）の免除の方法等について、必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 実習単位の免除を申請することができる者は、教育学研究科教育実践高度化専攻に在籍する現職教員で、入学前に、規程第11条第2項に定める小学校等での一定期間以上の教職経験を有する者とする。

(免除する実習科目及び単位数)

第3条 免除することができる実習単位は、別表に定めるものとする。

(免除の申請)

第4条 実習単位の免除を受けようとする者は、指導教員に提出の承認を得た上で、実習科目免除申請書（別紙様式第1号）、教育・研究実績書（別紙様式第2号）及び実習科目免除に係るレポート（別紙様式第3号）を別表に定める提出期限までに、研究科長に提出しなければならない。

(実習単位の免除に係る審査)

第5条 実習単位の免除については、大学院教育学研究科教務委員会で審査し、研究科教授会の議を経て、研究科長が決定する。

(単位認定通知書の交付)

第6条 実習単位の免除の認定を受けた者には、単位認定通知書（別紙様式第4号）を交付する。

(学籍簿への記入)

第7条 実習単位の免除の認定を受けた者の学籍簿には、当該授業科目の成績欄に「認定」と記入する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、実習単位の免除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学者から適用する。

別表（第3条関係）

所属コース	授業科目	単位数	標準履修年次	提出期限
教職リーダー	高度経営力・指導力開発実習Ⅰ	4	1	4月30日
	高度経営力・指導力開発実習Ⅱ	6	2	
授業実践開発	授業実践開発実習Ⅰ	2	1	4月30日
	授業実践開発実習Ⅱ	8	2	
特別支援教育 実践開発	特別支援教育課題発見実習Ⅰ	2	1	4月30日
	特別支援教育課題発見実習Ⅱ	2	1	
	特別支援教育課題解決実習	6	2	

## 実習科目免除申請書

教育学研究科長 殿

所 属： コース  
 学籍番号：  
 氏 名：

群馬大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻における教職経験を有する者に係る実習単位の免除に関する申合せ第4条に基づき、下記実習科目の免除を申請します。

記

## 1 実習免除を申請する理由

--

## 2 免除希望実習科目

実習科目名	単位数

※免除を希望する実習単位の上限は、合計10単位とする。

## 3 現在の勤務に至る小学校等\*の職歴

在職期間	勤務先名	職名等	在職年月数
年 月～ 年 月			年 月
年 月～ 年 月			年 月
年 月～ 年 月			年 月
年 月～ 年 月			年 月
年 月～ 年 月			年 月
年 月～ 年 月			年 月

※ 小学校等とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を指す。

指導教員	
------	--

## 教育・研究実績書

教育学研究科長 殿

ふりがな		学籍番号
氏名		
〔教育実践・研究に関わる実績とその内容を箇条書きで記入してください。〕		

※ 記載欄は、必要に応じて別紙を添付してください。

## 実習科目免除に係るレポート

教育学研究科長 殿

ふりがな		学籍番号
氏名		
免除を希望する実習科目名：		
課題：実習免除を希望する実習科目のシラバスを参照し、「授業の目的及び主旨・到達目標」について関連するこれまでの教育活動の内容を記述すること。		

※ 記載欄は、必要に応じて別紙を添付してください。

## 実習科目単位認定通知書

所 属： コース

学籍番号：

氏 名：

審査の結果、下記実習科目の免除を許可し、実習科目の単位を認定する。

記

免除実習科目： （ 単位）

年 月 日

教育学研究科長 [公印省略]